

○鳥栖市図書館運営協議会設置条例

昭和 43 年 4 月 1 日

条例第 19 号

(設置)

第 1 条 鳥栖市立図書館の円滑な運営を図るため、鳥栖市図書館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員の定数等)

第 2 条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は 10 人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から鳥栖市教育委員会が委嘱する。

(平 24 条例 10・全改)

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は再任されることを妨げない。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に教育委員会規則で定める。

(昭 55 条例 21・旧第 5 条繰上・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 55 年条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 10 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委員となっている者は、改正後の鳥栖市図書館運営協議会設置条例第 2 条の規定により委嘱されたものとみなす。

○鳥栖市図書館運営協議会規則

昭和 43 年 4 月 25 日

教委規則第 4 号

(目的)

第 1 条 この規則は、鳥栖市図書館運営協議会設置条例(昭和 43 年条例第 19 号)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第 2 条 鳥栖市図書館運営協議会(以下「協議会」という。)の会議は、必要の都度開催する。

(会議の招集)

第 3 条 会議は館長が招集する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 協議会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は会議を主宰する。

3 副委員長は委員長を助け、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 委員長、副委員長の任期は、委員の在任期間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。